

# 補助金等検証シート

No. 8

所属	経済振興課	会計	1 款	5 項	2 目	2 事業	11 商工振興事業費
第5次総合計画施策体系	章	5	節	3	部門	2	部門名 商工業
<b>1. 補助金の基本データ</b>							
(1) 補助金名称	商工会議所補助金						
(2) 根拠(条例・規則・要綱名)	生駒市商工業及び観光振興事業補助金交付要綱						
(3) 補助金創設年度	平成9年	年度	交付区分	団体(固定)			
(4) 補助金の導入経緯及び目的	<p>平成9年度の要綱創設時期に、商工業及び観光を振興する目的をもって結成された営利を伴わない団体が積極的に商工業又は観光振興事業を行った場合に、市が補助金を交付する制度を確立した。</p>						
当該補助金(又はその施策・事業)の根拠法・関係省庁(該当する場合のみ)							
(5) 平成25年度予算額	9,616 千円	財源	国・県補助金	千円			
			その他特定財源( )	千円			
			一般財源	9,616 千円			
(6) 平成25年度予算額積算方法	[補助率、補助単価、対象者数(件数)等が明確に分かるように記入して下さい]						
要綱に規定されている補助金額の算式に基づき、前年度確定された県からの小規模事業者経営支援事業費補助金の3分の1以内の額。							
(7) 国・県からの補助金の概要	補助率、補助基準等	小規模事業者支援促進法及び奈良県補助金交付規則、並びに奈良県小規模事業者経営支援事業費補助金交付要綱に基づき、人件費や事業費によって補助率が違う。要綱では予算の範囲内で知事が定める額となっている。					
		[市単による上乗せがある場合は、その内容]					
	なし						
[国、県等の補助金が創設された経緯・目的] 小規模事業者の経営改善等を図り、地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興と安定に寄与することを目的とする。							
(8)から(12)は団体への補助の場合のみ記入してください。							
(8) 交付先(団体等名)	生駒商工会議所				(9) 団体等の構成人数	952 人	
(10) 交付先の構成団体の名称(別紙添付でも可)							
(11) 当該補助金の交付の他に交付先に対し行っている助成状況(該当項目全てに○)							
項 目		積算根拠又は内容				金 額	
市が事務局業務を行っている		人 × 6,600 千円 =				0 千円	
場所や備品、消耗品等は無償貸与している		→				千円	
有料施設等の減免を行っている						千円	
有料施設等の使用料の補助を行っている						千円	
その他						千円	
(12)((11)で該当項目がある場合)そのような支援を行っている理由							
(13) 補助総合計 (5) + (11)		9,616 千円		(14) 補助総合計に占める人件費の割合		0.0 %	

2. 補助金制度に関する指針等への適合状況

(1) 補助金の算定根拠		適合しない理由と今後の対応
①特定の具体的な事業に対する補助である。	<input type="radio"/>	
補助対象事業・補助対象経費		小規模事業経営支援事業
②補助率については補助対象経費の1/2以内、補助単価を定めるものについては、単価の設定根拠は明確である。	<input type="radio"/>	
補助率又は単価設定根拠		前年度における奈良県小規模事業経営支援事業費補助金交付確定額の3分の1以内の額
③補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付は行っていない。	<input type="radio"/>	
再交付先の名称、件数等		
再交付の金額・内容		
(2) 補助期間		
①補助金の終期(原則として3年)を設定している。	<input type="radio"/>	
(終期を設定している場合) 終了年月日		平成26年3月31日
(3) 実績報告等		
①補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告書が提出されている。	<input type="radio"/>	
②領収書及び契約書の写し等を添付させている。		県市の監査を受けているため、領収書等の添付まで求めている
③1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認している。	<input type="radio"/>	
(4) 交付先団体等の財務状況及び会計処理 ※ 団体への運営補助の場合のみご記入下さい		
①交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。	<input type="radio"/>	
②交付先団体等において適正な監査機能を有している。	<input type="radio"/>	
③補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。	<input type="radio"/>	

### 3. 補助金交付基準による検証

(1) 公益性		
① 広く市民の福祉向上と利益の増進につながるか。	A	つながっている
〔上記のように評価した理由〕 商工会議所の活動が、地域の商工業の改善発達を図り社会の福祉増進に資することを目的とした地域総合経済団体であるため。		
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A	適合している
〔上記のように評価した理由〕 補助対象事業に定められている「小規模事業者の支援に関する事業」とは、商工会議所が小規模事業者の経営基盤の充実を図ることにより、国民経済の健全な発展に資することを目的とする「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」に基づき定める事業である。		
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A	合致している
〔上記のように評価した理由〕 本市の商工業の振興に係る施策として合致する。		
(2) 必要性		
① 市が関与する妥当性はあるか。	A	大いにある
〔上記のように評価した理由〕 商工会議所の活動が地域の商工業の改善発達を図り、社会の福祉の増進に資することを目的とした地域総合経済団体であることから考えて、その活動に対する補助は公益性の強いものであり、市としても積極的に関与する必要があると思われる。		
② 補助金等の交付以外の代替策はないか。 (直接執行、委託等への切替など)	B	ない
〔上記のように評価した理由〕 地域商工業の一翼を担う商工会議所が零細企業を中心とした中小企業全般の再生を推進し、金融・税務・労務などの多様な企業ニーズを的確に把握、対処することを旨とし、市と一体的に地域経済の発展を推し進める経済団体としての業務に支障をきたし、多くの問題がある。		
③ 創設当初の補助金の目的がすでに達成されていないか。	B	ある程度達成されている
〔上記のように評価した理由〕 補助金の交付により、経営基盤が脆弱な地域の小規模事業者の経営基盤の充実を図れ、経営環境の変化に柔軟に対応できたこと、また、経営に関する相談指導並びに金融斡旋事業等の経営支援事業の円滑な推進を図れたことで地域経済の振興・発展に一定の効果をもたらしていると考えられるが、市として今後も継続的に支援していくことが必要である。		
(3) 補助の効果(成果)		
① 補助金等の交付の効果(成果)が認められるか。	A	認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	A	期待できる
〔上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入して下さい。) 補助金の交付により、経営基盤が脆弱な地域の小規模事業者の経営基盤の充実を図れ、経営環境の変化に柔軟に対応できたこと、また、経営に関する相談指導並びに金融斡旋事業等の経営支援事業の円滑な推進を図れたことで地域経済の振興・発展に一定の効果をもたらしている。		
(4) 補助内容の妥当性(2. 補助金制度に関する指針等への適合状況を踏まえてご記入下さい)		
① 補助の対象事業・経費及び補助金額の算定根拠は明確か。	A	明確である
② 補助金の使途は目的に沿ったものか。 (交際費、慶弔費、懇親会費等で交付目的に直結しないものに支出されていないか。)	A	目的どおりである
(5) 補助金交付を中止した場合、問題は？		
有	判断理由	地域商工業の一翼を担う商工会議所が零細企業を中心とした中小企業全般の再生を推進し、金融・税務・労務などの多様な企業ニーズを的確に把握、対処することを旨とし、市と一体的に地域経済の発展を推し進める経済団体としての業務に多大な支障をきたし、多くの問題がある。

(6)平成22年度以降(H22年度に見直し対象外となったものは平成18年度以降)、内容等で見直しを行ったことがあるか。

無	見直し時期	
	見直しの契機	
	見直し内容	[総額・件数・積算・補助率・その他 見直しを行った内容を具体的に明記してください。]
	(無と回答した場合のみ) 見直しを実施していない理由	

(7)H22年度の「補助金等の見直しに関する提言」の提言内容と異なる対応を行った理由は？(H22提言と異なる対応をした補助金のみ記入)

本補助金は、小規模事業者支援促進法や県要綱に基づき、中小・零細企業にとって必要な経営改善等を促す各種相談業務等をおこなうための事業を対象とするもので、団体への固定的な補助金ではなく、小規模事業者の振興と発展に大いに寄与している事業補助金である。

(8)今後の方向性は？

①	継続	判断理由	郊外型大型店舗等の進出による地元商店街への影響は多方面に及び、商工会議所を軸に商店主及び市が一体となって継続的に地元の商工業活性化に向けた更なる取組みが必要となるなか、商工会議所の果たす役割は大変大きく、地元中小企業の経営等を全面的にバックアップする面からも、市として、商工会議所の運営に継続的に補助していく必要があると考える。
		②、③と判断した場合の見直し又は廃止の時期、その内容	

#### 4. 附属データ

(1)交付実績

	平成24年度 (見込)	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
補助金決算額	9,615 千円	9,703 千円	9,862 千円	10,075 千円	10,460 千円
うち国県補助金	千円	千円	千円	千円	千円
うちその他財源	千円	千円	千円	千円	千円
うち一般財源	9,615 千円	9,703 千円	9,862 千円	10,075 千円	10,460 千円
交付件数実績	1	1	1	1	1
当該年度交付対象数	1	1	1	1	1
補助金交付・管理事務の人員費	3,300 千円				
職員従事者数(人・年)	0.5				

(2)・(3)は団体への運営補助の場合のみ記入してください。

(2)補助金交付先の収支状況

	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
歳出決算総額	55,523 千円	55,538 千円	56,846 千円	54,840 千円	58,088 千円
歳入決算総額	55,755 千円	55,867 千円	56,919 千円	60,490 千円	61,858 千円
うち前年度繰越金	328 千円	73 千円	5,650 千円	3,770 千円	378 千円
積立金(H24年度末現在高)	200,000 千円				

(3)補助金交付先に対する市の出資状況

無 有の場合出資額 千円

(4)他市の状況(H25年度予算ベース)

市名	金額	備考
奈良市	6,000 千円	他、奈良市商工会議所青年部1,500千円、月ヶ瀬2,600千円、都祁3,500千円
大和郡山市	13,500 千円	
天理市	10,000 千円	
橿原市	14,641 千円	商工会議所運営補助金として
香芝市	450 千円	

## 生駒市商工業及び観光振興事業補助金交付要綱

### (趣旨)

- 第1条 この要綱は、商工業又は観光を振興する目的をもって結成され、年間を通じて積極的に活動している営利を伴わない団体で市長が適当と認めるもの（以下「商工団体等」という。）が本市の商工業又は観光の振興に関する事業を行った場合に予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 補助金の交付に関しては、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助金の種類等)

- 第2条 補助金の種類、補助金の交付の対象となる商工団体等、補助金の交付の対象となる事業及び補助金の額は、別表のとおりとする。

### (補助金の交付申請)

- 第3条 商工団体等は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、その一部を省略することができる。
- (1) 事業計画書（補助団体の運営に関するもの）
  - (2) 収支予算書（補助団体の運営に関するもの）
  - (3) 会則又は規約
  - (4) 役員名簿
  - (5) その他市長が必要と認める書類

### (交付決定通知)

- 第4条 補助金規則第6条の規定による通知（次項において「交付決定通知」という。）は、補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

### (実績報告)

- 第5条 補助金規則第12条第1項に規定する実績報告書は、様式第3号によるものとする。
- 2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、第3号に掲げる書類の一部を省略することができる。
- (1) 事業報告書
  - (2) 収支決算書
  - (3) 補助対象経費に係る領収書及び契約書の写し（領収書又は契約書の金額が1件当たり1,000円以下となるものについては、支出項目一覧表によることができる。）
  - (4) その他市長が必要と認める書類

### (補助金の額の確定)

- 第6条 補助金規則第13条の規定による額の確定の通知は、補助金確定通知書（様式第4号）によるものとする。

(交付の請求等)

第7条 補助金規則第16条の規定による補助金等の交付の請求は、補助金交付請求書(様式第5号)によるものとする。

(施行の細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 別表中観光協会補助金の補助金の額は、平成24年度に限り2,400,000円とする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱中第1条の規定は平成19年4月2日から、第2条の規定は平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年5月1日から施行する。
- 2 改正後の生駒市商工業及び観光振興事業補助金交付要綱の規定は、平成21年度以後の分の補助金について適用し、平成20年度以前の分の補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 別表中観光協会補助金の補助額は、平成24年度に限り2,400,000円とする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助金の種類	補助金の交付の対象となる商工団体等	補助金の交付対象となる事業	補助金の額
観光協会補助金	生駒市観光協会	観光の振興に関する事業	1,400,000円
特産品振興補助金	奈良県高山茶笠生産協同組合 奈良県茶道具同業協同組合 奈良県編針工業協同組合	特産品の振興に関する事業	200,000円
伝統的工芸品育成補助金	奈良県高山茶笠生産協同組合	伝統的工芸品の育成に関する事業	300,000円
小規模事業者支援事業補助金	生駒商工会議所等	小規模事業者の支援に関する事業	小規模事業者支援事業費補助金交付要綱の規定により前年度に交付された小規模事業者支援事業費補助金の額の3分の1以内の額
商工業振興事業補助金		商工業の振興に関する事業で市長が適当と認めるもの	市長が適当と認める額